

年間運賃額算出方法

●年間運賃額算出方法

年間運賃額 = 1日当たりの運賃額 × 365日 × 実働率 (※)

※直近の輸送実績報告書から算出した事業者の貸切事業にかかる実績実働率（実績がない場合は合理的な見込み率による）と東北ブロックの平均実働率（58.1%）との間の率

○計算例

【年間運行日数 320日、1日当たり運賃 10万円、実働率 58.1%の場合】

①100,000円（1日当たりの運賃） × 212日（365日 × 58.1%） = 21,200,000円
小数点以下切り捨て

稼働日数（上限）：212日 × 1.4倍 = 296日

小数点以下切り捨て

↓

212日分の年間運賃額（21,200,000円）で
296日分まで運行可能という考え方となる

320日 - 296日 = 24日分は通常の計算による運賃計算が必要

↓

②24日 × 100,000円 = 2,400,000円

↓

①21,200,000円 + ②2,400,000円 = 23,600,000円

*年間契約通達を適用しない運賃 32,000,000円（10万円 × 320日）と
年間契約通達を適用した運賃 23,600,000円を比較すると、
23,600,000円 / 32,000,000円 = 0.73 となり、約 2.7割引となる。

●年間運賃額算出方法

(スクールバスの場合はこちらの方法を適用することもできます)

年間運賃額 = 1日当たりの運賃額 × 年間運行日数 (170日 ~ 365日 × 実働率※)

※直近の輸送実績報告書から算出した事業者の貸切事業にかかる実績実働率 (実績がない場合は合理的な見込み率による) と東北ブロックの平均実働率 (58.1%) との間の率

○計算例

【年間運行日数 200日、1日当たり運賃 10万円、実働率 58.1%の場合】

①100,000円 (1日当たりの運賃) × 116日 (200日 × 58.1%) = 11,600,000円
小数点以下切り捨て

稼働日数 (上限) : 116日 × 1.4倍 = 162日
小数点以下切り捨て

↓

116日分の年間運賃額 (11,600,000円) で
162日分まで運行可能という考え方となる

↓

200日 - 162日 = 38日分は通常の計算による運賃計算が必要

↓

②38日 × 100,000円 = 3,800,000円

↓

①11,600,000円 + ②3,800,000円 = 15,400,000円

*年間契約通達を適用しない運賃 20,000,000円 (10万円 × 200日) と
年間契約通達を適用した運賃 15,400,000円を比較すると、
15,400,000円 / 20,000,000円 = 0.77 となり、約 2.3割引となる。